

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案の概要

1 趣旨

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、昭和34年より行われているものである。

技能検定試験は、国が定めた実施計画に従い、都道府県知事が実施することとされているが、平成13年の職業能力開発促進法改正により、指定試験機関制度が創設され、民間機関が指定試験機関として技能検定試験の業務を行うことができることとなった。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、「既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。」とされたことを受け、厚生労働省から既存職種に関係する業界団体等に指定試験機関化を打診していたところである。

今般、都道府県が実施している「機械保全」職種の技能検定試験について、民間機関から指定試験機関として実施する旨の要望があり、当該機関において類似の民間資格試験による試験業務に関する実績があること等に鑑み、当該機関において技能検定試験業務を継続的に実施できる見込みがあることから、民間の活力を活用し、技能検定制度の拡充を図るため、指定試験機関に行わせることができる技能検定を行う職種を定めている職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第二に当該職種を追加することとする。

2 機械保全職種の概要

機械保全は、工場や生産ラインに設置されている機械設備全体の故障や劣化を予防し、維持・保全する業務である(機械単体の保全業務とは異なる)。

機械保全職種の技能検定試験は、昭和59年度に都道府県方式により開始され、平成24年度までの受検者は累計62万人に達し、近年も安定した水準にある(平成24年度は3.3万人)こと等から、今後も相当数の受検者が見込まれ、民間機関においても継続的な試験の実施が可能と見込まれる。

3 公布日・施行期日

公布日：閣議後速やかに

施行日：平成27年4月1日

指定試験機関制度について

1 概 要

技能検定試験は、国が定めた実施計画に従い、都道府県知事がその実施の業務を行うこととしているが、平成13年10月1日の改正職業能力開発促進法等の施行により、指定試験機関制度が創設され、民間機関が指定試験機関として技能検定試験の業務を行うことができることとなった。

2 国と指定試験機関が行う業務

【国が行う業務】

○検定職種、等級の設定（政省令で規定）

【指定試験機関が行う業務】

- 試験科目の設定
- 試験問題、試験実施要領の作成
- 技能検定試験の実施
- 合格証書の交付（注）

＜指定試験機関の指定＞

次のうち、申請により厚生労働大臣が指定するもの

- ・事業主団体（その連合団体を含む。）
- ・公益法人、法人たる労働組合その他の非営利法人

（注） 特級、1級及び単一等級に係る合格証書の交付者名は厚生労働大臣名。

3 技能検定の試験業務を行う指定試験機関一覧

職種	指定試験機関の名称
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
キャリア・コンサルティング	特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会
ピアノ調律	一般社団法人 日本ピアノ調律師協会
ファイナンシャル・プランニング	一般社団法人 金融財政事情研究会 特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
知的財産管理	一般社団法人 知的財産教育協会
金融窓口サービス	一般社団法人 金融財政事情研究会
着付け	一般社団法人 全日本着付け技能センター
レストランサービス	社団法人 日本ホテル・レストランサービス技能協会
ビル設備管理	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
情報配線施工	特定非営利活動法人 高度情報通信推進協議会
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会
調理	社団法人 調理技術技能センター
ビルクリーニング	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
ハウスクリーニング	公益社団法人 全国ハウスクリーニング協会

技能検定「機械保全」職種について

1 機械保全職種の概要

- 機械保全は、機械単体の保全ではなく、工場や生産ラインに設置されている機械設備全体の故障や劣化を予防し、維持・保全する業務である。
- 機械保全職種の技能検定試験は、昭和 59 年度に開始され、平成 24 年度までに累計 62 万人（平成 24 年度は 3.3 万人）の受検者（合格者は累計 24 万人）がいることから、今後も相当数の受検者が見込まれ、民間機関において安定的な試験の実施が可能である。

2 技能検定試験の概要

(1) 試験の構成

- 機械保全職種の試験は、3 作業（機械保全系、電気系保全、設備診断）、6 等級（特級、1 級、2 級、3 級、随時 3 級、基礎 1 級、基礎 2 級）で構成されている（作業により、等級の範囲は異なる）。

(2) 学科及び実技試験の概要

等級	合格に必要な技能	試験科目及びその範囲			
		学科試験	実技試験		
特級	管理者又は監督者が通常有すべき技能及び知識	・工程管理 ・作業管理 ・品質管理 ・原価管理 ・安全衛生管理 ・作業指導 ・設備管理 ・生産システム	・工程管理 ・作業管理 ・品質管理 ・原価管理 ・安全衛生管理 ・作業指導 ・設備管理		
1 級	上級の技能者が通常有すべき技能及び知識	・機械一般 ・電気一般 ・機械保全法一般	(機械系保全) ・機械保全計画の作成 ・機械の主要構成要素に生ずる欠陥の発見 ・機械の異常時の対応措置の決定 ・潤滑剤の判別 ・作業時間の見積り	(電気系保全) ・機械保全計画の作成 ・機械の主電気部分に生ずる欠陥の発見 ・電気及び電子計測器の取扱 ・機械の制御回路の組立及び異常時の対応措置の決定 ・作業時間の見積り	(設備診断) ・設備状況の測定データ収集 ・測定データの解析及び判定 ・設備の保全方法の決定及び処置
2 級	中級の技能者が通常有すべき技能及び知識	・材料一般 ・安全衛生			
3 級	初級の技能者が通常有すべき技能及び知識	選択科目(機械系保全法、電気系保全法、設備診断法)			
基礎 1 級	職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識	・機械の種類及び用途 ・機械の主要構成要素の種類及び用途 ・機械保全の方法 ・安全衛生に関する基礎的な知識	機械の主要構成要素に生ずる欠陥の発見及び対応措置の決定		
基礎 2 級	職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	・機械の種類 ・機械の主要構成要素の種類 ・主な機械保全の方法 ・安全衛生に関する基礎的な知識	機械の主要構成要素に生ずる欠陥の発見		

2 直近6年間の受検申請者数の推移

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
機械系保全	特級	376	400	478	460	539	549	2,802
	1級	8,200	8,216	7,725	7,048	6,972	7,322	45,483
	2級	14,894	15,264	13,464	14,112	13,742	13,108	84,584
	3級	1,166	1,493	2,102	2,788	3,661	4,604	15,814
	基礎1級	3	0	8	2	0	0	13
	基礎2級	284	405	406	307	395	565	2,362
	合計	24,923	25,778	24,183	24,717	25,309	26,148	151,058
電気系保全	1級	1,724	1,743	1,673	1,658	1,593	1,569	9,960
	2級	2,943	3,261	3,110	3,185	3,024	2,834	18,357
	3級	245	300	472	556	561	674	2,808
	合計	4,912	5,304	5,255	5,399	5,178	5,077	31,125
設備診断	1級	957	1,028	898	922	783	850	5,438
	2級	393	450	401	478	394	432	2,548
	合計	1,350	1,478	1,299	1,400	1,177	1,282	7,986
各種合計		31,185	32,560	30,737	31,516	31,664	32,507	190,169

※ 3級には随時3級を含む。